

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月10日
【四半期会計期間】	第11期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	リスクモンスター株式会社
【英訳名】	Riskmonster.com
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 菅野 健一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目2番1号
【電話番号】	03 - 6214 - 0331
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 管理ソリューション部長 藤本 太一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目2番1号
【電話番号】	03 - 6214 - 0331
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 管理ソリューション部長 藤本 太一
【縦覧に供する場所】	リスクモンスター株式会社大阪支社 （大阪市中央区今橋二丁目5番8号） リスクモンスター株式会社名古屋営業所 （名古屋市中村区名駅四丁目23番13号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期 第3四半期 連結累計期間	第11期 第3四半期 連結累計期間	第10期 第3四半期 連結会計期間	第11期 第3四半期 連結会計期間	第10期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高(千円)	1,647,438	1,804,478	540,675	596,053	2,185,952
経常利益(千円)	171,443	191,526	37,960	47,543	224,543
四半期(当期)純利益(千円)	83,003	99,219	16,614	22,682	165,417
純資産額(千円)	-	-	2,978,094	3,222,281	3,065,775
総資産額(千円)	-	-	3,272,602	3,634,680	3,313,220
1株当たり純資産額(円)	-	-	75,883.86	81,297.60	78,106.14
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	2,129.99	2,546.12	426.34	582.08	4,244.84
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	2,124.54	-	-	-	4,241.58
自己資本比率(%)	-	-	90.4	87.2	91.9
営業活動によるキャッシュ・フ ロー(千円)	355,724	399,039	-	-	465,567
投資活動によるキャッシュ・フ ロー(千円)	408,219	145,029	-	-	456,667
財務活動によるキャッシュ・フ ロー(千円)	-	3,052	-	-	-
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	-	1,677,952	1,990,304	1,739,347
従業員数(人)	-	-	71	88	73

(注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含まれていません。

3. 第10期第3四半期連結会計期間、第11期第3四半期連結累計期間及び第11期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

## 2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	88	(32)
---------	----	------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当第3四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

### (2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	58	(14)
---------	----	------

（注）従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除く。）であり、臨時雇用者数は、当第3四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

#### (2) 受注状況

当社グループでは、概ね受注から納品までの期間が短く、受注管理を行う必要性が乏しいため記載を省略しております。

#### (3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
与信管理サービス等(千円)	361,802	-
ビジネスポータルサイト(グループ ウェアサービス等)(千円)(注)3	128,129	-
BPOサービス(千円)(注)4	43,611	-
報告セグメント計(千円)	533,544	-
その他(千円)(注)5	62,509	-
合計(千円)	596,053	-

(注)1.セグメント間の取引については相殺消去しております。

2.上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3.インターネットを活用したグループウェアを中心として提供する中堅・中小企業向けビジネスポータルサイト「J-MOTTO(ジェイモット)」を利用できる会員向けサービス

4.デジタルデータ化サービス等を中心としたビジネス・プロセス・アウトソーシング(BPO)サービス

5.「教育関連事業」等を含むその他サービス

### 2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

#### 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

##### (1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間における我が国経済は、企業の設備投資が緩やかに増加しているものの、株式市場の低迷、円高の長期化、政府の経済対策に伴う駆け込み需要の反動による個人消費の冷え込みが懸念される等、景気の先行きは予断を許さない状況が依然続いております。当社グループを取り巻く経営環境といたしましては、企業全般における経費削減傾向が続いており、厳しい事業環境となりました。今後も引き続き、お客様のサービス選別が厳しくなることが考えられます。

こうした状況の下、当第3四半期連結会計期間は以下のような取り組みを行いました。

- ・ サービススタート10周年記念キャンペーンを開始
- ・ 与信管理サービスの倒産格付ロジック改訂により「RM格付」を6段階から9段階にバージョンアップ
- ・ 株式会社エフアンドエムが運営する「エフアンドエムクラブ」の会員企業向けに「リスモン企業信用格付」提供開始を決定

以上のような取り組みに加え、安定的な売上高の成長と収益獲得の実現を目指し、主要3事業分野別に戦略的取り組みを実施しました。また、グループの生産管理、原価管理及びシステム等のインフラ強化や各事業の業務フローの共通化により低コストオペレーションの実現を戦略として取り組んだ結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は596,053千円（前年同期比110.2%）となりました。営業利益は49,397千円（前年同期比130.7%）、経常利益は47,543千円（前年同期比125.2%）、四半期純利益は22,682千円（前年同期比136.5%）となりました。

##### セグメント別の業績について

セグメント別の売上高につきましては、セグメント間取引消去前の売上高で記載しております。

##### ア) 与信管理サービス等について

当第3四半期連結会計期間の与信管理サービス等の売上高の合計は362,182千円（前年同期比94.2%）となりました。売上高が伸び悩み、各部隊の活動の進捗管理と採算管理を徹底し生産性向上に努めたものの、セグメント利益は29,543千円と低成長となりました。与信管理サービス等の売上高をサービス分野別に示すと、次のとおりであります。

セグメント	サービス分野別		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
与信管理サービス等	ASPサービス(千円)(注)2		323,011
	コンサルティングサービス	ポートフォリオサービス及びマーケティングサービス(千円)	29,640
		その他(千円)(注)3	9,530
		コンサルティングサービス売上高合計(千円)	39,171
	与信管理サービス等売上高合計(千円)		362,182

(注)1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社が独自に開発したシステム「RM2 Navi System」を利用して、企業信用情報提供会社の有する約240万社の企業情報の信用力を定量化し、インターネット経由で与信情報を提供するサービス
3. 「金融サービス」等を含むその他サービス

）ASPサービス

長引く景気低迷による経費削減対策の影響を受け、利用件数が落ち込んだこと等により、与信管理サービス等のASPサービスの売上高は323,011千円となりました。

）コンサルティングサービス

会員企業の経費削減対策の影響を受け、金融サービス等を含むその他の売上高は9,530千円と落ち込んだものの、ポートフォリオサービス及びマーケティングサービスの売上高は29,640千円と順調に推移し、コンサルティングサービスの売上高の合計は39,171千円となりました。

イ) ビジネスポータルサイト（グループウェアサービス等）について

中堅・中小企業向けビジネスポータルサイト「J-MOTTO（ジェイモット）」会員向けサービスの売上高が110,276千円と堅調に推移したこと等により、当第3四半期連結会計期間のビジネスポータルサイト（グループウェアサービス等）の売上高の合計は128,390千円（前年同期比105.5%）、セグメント利益は25,648千円となりました。ビジネスポータルサイト（グループウェアサービス等）の売上高をサービス分野別に示すと、次のとおりであります。

セグメント	サービス分野別	当第3四半期連結会計期間 （自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）
ビジネスポータルサイト （グループウェアサービス等）	ASPサービス（千円）（注）2	110,276
	その他（千円）（注）3	18,114
	ビジネスポータルサイト（グループウェアサービス等） 売上高合計（千円）	128,390

（注）1．上記の金額には消費税等は含まれておりません。

- 2．インターネットを活用したグループウェアを中心として提供する中堅・中小企業向けビジネスポータルサイト「J-MOTTO（ジェイモット）」を利用できる会員向けサービス
- 3．ホスティングサービス等を含むその他サービス

ウ) BPOサービスについて

景気低迷の影響を受け低調だった前年同期に比べ、大口継続案件の処理量が増加したこと等により、当第3四半期連結会計期間のデジタルデータ化サービス等を中心としたBPOサービスの売上高の合計は52,494千円（前年同期比123.5%）となりました。処理量の増加に伴い人件費や海外事務処理センターの固定費が増加したことや、グループの事務処理集中センターとしてコストセンター部門の費用を負担していること等により、セグメント損失は5,117千円となりました。BPOサービスの売上高をサービス分野別に示すと、次のとおりであります。

セグメント	サービス分野別	当第3四半期連結会計期間 （自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）
BPOサービス（注）2	デジタルデータ化等BPOサービス（千円）	47,619
	派遣事業サービス（千円）	4,875
	BPOサービス売上高合計（千円）	52,494

（注）1．上記の金額には消費税等は含まれておりません。

- 2．ビジネス・プロセス・アウトソーシング（BPO）サービス

エ) その他サービスについて

教育関連事業を主業とするサイバックス株式会社の株式を取得し、子会社化したことにより、当第3四半期連結会計期間のその他の売上高は62,879千円（前年同期比 - %）、セグメント損失は677千円となりました。

会員数について

当第3四半期連結会計期間末の会員数は、6,940会員となりました。経費削減対策の煽りを受け、退会会員数が入会会員数を上回り、会員数が減少しました。会員数の推移（累計）を示すと、次のとおりであります。

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	当第3 四半期
決算年月	平成19年 3月	平成20年 3月	平成21年 3月	平成22年 3月	平成22年 12月
与信管理サービス等（注）1	3,584	3,783	3,378	3,043	2,947
ビジネスポータルサイト （グループウェアサービス等）（注）2	-	4,196	4,371	4,214	3,993
会員数合計	3,584	7,979	7,749	7,257	6,940

- （注）1．与信息意思決定サービス「e - 与信ナビ」及び関連サービスを利用できるライト会員、「e - 与信ナビ」及び動態管理サービスである「e - 管理ファイル」並びに関連サービスを利用できるレギュラー会員、提携先とのサービス相互提携を行う提携会員の合計
- 2．インターネットを活用したグループウェアを中心として提供する中堅・中小企業向けビジネスポータルサイト「J-MOTTO（ジェイモット）」を利用できる会員
- 3．会員数は当社に登録されているID数
- なお、与信管理サービス等及びビジネスポータルサイト（グループウェアサービス等）に重複登録している会員が一部あります。

収益について

当第3四半期連結会計期間の収益につきましては、前第2四半期に実施したグループ3社の本社集約のための移転に伴う固定費が増加したものの、グループ間の業務フローを共通化し効率化を図ったことや、生産性を上げるための施策を実施したこと、また、経費を削減したこと等により、営業利益が49,397千円（前年同期比130.7%）、経常利益が47,543千円（前年同期比125.2%）、四半期純利益が22,682千円（前年同期比136.5%）となりました。

当第3四半期連結会計期間の収益を示すと、次のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 （自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）		当第3四半期連結会計期間 （自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）		前年同期比 （%）
		対売上比 （%）		対売上比 （%）	
売上高（千円）	540,675	100.0	596,053	100.0	110.2
営業利益（千円）	37,793	7.0	49,397	8.3	130.7
経常利益（千円）	37,960	7.0	47,543	8.0	125.2
四半期純利益（千円）	16,614	3.1	22,682	3.8	136.5

（注）上記の金額には消費税等は含まれておりません。

## (2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の流動資産は2,451,701千円、固定資産は1,182,979千円となり、資産合計は前連結会計年度末に比べ321,459千円増加し、3,634,680千円となりました。

流動負債は333,798千円、固定負債は78,599千円となり、負債合計は前連結会計年度末に比べ164,953千円増加し、412,398千円となりました。

これらは主に、サイバックス株式会社を子会社化したことに伴うものです。

純資産は、株主資本が99,219千円増加したこと等により、前連結会計年度末に比べ156,506千円増加し、3,222,281千円となりました。

また、自己資本比率は87.2%となりました。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間のキャッシュ・フローにつきましては、営業活動により148,277千円増加、投資活動により63,022千円減少、財務活動により1,552千円減少し、この結果、現金及び現金同等物は83,701千円増加し、当第3四半期連結会計期間末残高は1,990,304千円となりました。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動は、増加要因として税金等調整前四半期純利益が47,574千円、減価償却費が73,336千円、売上債権の減少額が27,175千円、減少要因として法人税等の支払額が10,123千円であったこと等により、営業活動全体として148,277千円増加しました。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動は、定期預金の払戻による収入が100,219千円、定期預金の預入による支出が100,348千円、有形固定資産の取得による支出が10,722千円、無形固定資産の取得による支出が50,294千円であったこと等により、投資活動全体として63,022千円減少しました。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動は、長期借入金の返済による支出が825千円であったこと等により、財務活動全体として1,552千円減少しました。

## (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

### 1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の内容

当社は平成12年9月、我が国経済を支える中堅・中小企業を中心とした企業社会の公正な発展と経済活性化に貢献するため、これまで明確な形で存在していなかった審査・与信管理業務のアウトソーシング市場を自ら開拓・確立すべく設立されました。「顧客を大切に共に繁栄しよう」並びに「プロフェッショナルリズムを繁栄の源泉にしよう」を企業理念に掲げ、総合商社に蓄積されていた与信管理のノウハウをベースに、企業経営におけるリスク・マネジメントを支援するインターネットを利用した「与信管理アウトソーシングサービス事業」を主力サービスとしております。

当社の企業価値は、( ) 国内最大級のデータベースに当社独自の与信管理ノウハウを融合させた付加価値サービスの開発力、( ) 会員企業のユーザビリティ向上を追求し続けるソフト部門等におけるシステム開発力、( ) 各事業に関わる経験や専門知識を有する当社の企業理念を継承する当社従業員の存在、( ) ( ) ~ ( ) を通じて得られた約7,000の会員企業、取引先との間に築いてきた信頼関係をその源泉とし、これらが有機的に結合することで生み出され、また、株主、業務執行を行う取締役の他、従業員、会員企業、取引先あるいは全国の中堅・中小企業等様々なステークホルダーによって支えられております。

また当社の基幹業務でありますインターネットを利用した「与信管理アウトソーシングサービス事業」等においては、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のために、人財・知財等ソフトインフラ整備への積極的な投資やシステムの安定的な運用環境の確保等が必要であり、健全で強固な財務体質を継続的に維持することが求められております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、これら当社の企業価値の源泉や当社の財務及び事業の内容を十分に理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。



公開会社である当社の株式については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められている以上、当社としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する判断は、最終的には当社株主の総意に基づき行われるべきものであると考えます。そして、当社は、当社株式について大規模な買付けがなされる場合であっても、これが当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、当社株主の皆様を買収の提案の内容を検討するための十分な情報や時間を提供せずに行われる当社株券等の大量取得や買収提案や、また、株式の大規模な買付けの中には、その目的から見て当社の企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、当社株主の皆様当社株式等の売却を事実上強要するもの、被買収会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものもあり得ます。

当社はこのような当社の企業価値または株主共同の利益に資さない大規模な買付け等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模な買付けに対しては必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## 2. 基本方針の実現に資する特別な取り組み

### (1) 企業価値向上等のための施策

#### 中期経営計画

当社では、昨年9月に設立10周年を迎え、現在、平成23年3月期を最終年度とする3ヵ年中期経営計画「To the next 10」を実行しております。「To the next 10」では、次の10年の継続的な成長に向かい、社会貢献及び企業価値の源泉を十分に理解し、中長期的な視野に立ち、当社を支える様々な関係者の皆様を含めた当社の本源的な企業価値及び株主共同の利益の継続的な維持・向上を目指しております。

具体的には、実効性ある内部統制システムの構築と運用により、経営力を強化し、経営環境、市場環境の変化に適応し、株式市場からの信頼を回復する、当社グループの事業を3つの事業に分類（与信管理サービス事業、ビジネスポータル事業、BPO事業）し、それぞれの事業分野別に戦略的取り組みを行う、グループの生産管理と原価管理の強化を行い、採算性を向上させる、既存のASP（注）共通基盤システムを3つの事業が効率的に運営できるシステムインフラとなるよう増強、拡張し、採算性の向上と安定・安全性を確保する、3つの事業の業務フローの共通化により、低コストオペレーションを実現する、以上5つを基本戦略とし、規模拡大を維持しつつ、利益重視の徹底を行い、さらに強固な経営基盤の確立を目指し、当社グループをあげて取り組んでおります。

（注）企業情報の信用力を定量化し、インターネット経由で行う与信管理サービス（アプリケーションソフト提供）

#### コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、法令遵守はもとより、広く企業に求められる社会規範、倫理観を尊重し、公正で適切な経営を目指し、直接の顧客はもとより株主をはじめとするステークホルダーの方々に対して社会的責任を全うすることを経営上の最大の目標としております。

この目標達成の手段としてコーポレート・ガバナンスを捉え、経営の効率性、社会性の両面を総合的に判断し、迅速に対応できる企業統治体制を構築すべく、大阪証券取引所「ヘラクレス」（大阪証券取引所ヘラクレスは、平成22年10月12日付で新たに開設された同取引所JASDAQに統合されており、同日以降の上場金融商品取引所は、大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）であります。）に上場し、当社経営の透明性向上、所有と経営の権限明確化を推進してまいりました。また、当社の与信管理サービス事業に求められる事業の中立性の強化、社会的認知の拡大の観点から、当社株主が、公平、公正で中立性を保持できる比較的多数の者で構成されるよう努めてまいりました。

当社の財務及び事業活動等の経営に関する業務は、当社の最高意思決定機関である株主総会において、当社株主の総意で信任された取締役がこれを執り行っております。また、当社取締役会は3名（うち1名が社外取締役）で構成されており、迅速な経営の意思決定と機動的な業務執行が可能な状態にあり、取締役の役割・責任も明確化が図られております。

また当社は3名の社外監査役からなる監査役会を設置しております。監査役は取締役会はもとより、その他重要会議にも出席し、取締役の職務執行状況を監査するとともに、会計監査人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の有効性・効率性を高めております。

なお、当社は、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものとして大阪証券取引所の定める基準に適合する社外取締役1名及び社外監査役3名を独立役員として選任し、一般株主の利益が害されることがないよう、独立性の高い役員による当社経営に対する監視・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図っております。

以上のとおり、現経営陣は、当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化を目指し、日々の経営に当たっております。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、上記1.に記載した基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、平成22年5月14日開催の取締役会において、「当社が発行者である株式等の大量買付けに関する規則（買収防衛策）」（以下「本規則」という。）の改定及び継続を決議し、本規則について、平成22年6月24日開催の第10回定時株主総会に付議し、承認可決されました。

当社との合意がないままに、当社経営権の取得や支配権の変動あるいは当社の財務及び事業活動の支配または影響力の行使を目的として、当社が発行者である株券等（以下「当社の株券等」という。）を15%以上取得し保有者となる行為またはその提案（以下「大量買付け」といい、大量買付けを行う者を「大量買付け者」という。）が、大量買付け者によって行われる場合に、当該大量買付けにいかなる対応を行うべきかについて、公正で透明性の高い手続を設定することを目的としております。

大量買付けが行われる場合に、当社株主の皆様の意思を適正に反映させるためには、まず当社株主の皆様が適切な判断を行うことができる状況を確認する必要があるため、そのためには、当社取締役会が当該大量買付けについて迅速かつ誠実な調査を行った上で、当社株主の皆様に対して必要かつ十分な判断材料（当社取締役会による代替案を含む。）を提供する必要があるものと考えております。また、他方で、大量買付けが行われた際に、その時点における当社取締役の自己保身等の恣意的判断が入ることを防ぐために、当社株主の皆様意思を確認するための手続きや当社取締役会による対抗措置が発動される場合の手続き等をあらかじめ明確化しておくことも必要であると考えており、本規則において、大量買付けが行われた場合に大量買付け者や当社取締役会が遵守すべき手続き、当社株主の皆様意思を確認するための手続き等を客観的かつ具体的に定めております。

なお、本規則（「附則1.情報開示を求める事項」及び「附則2.新株予約権の概要」を含む。）の詳細につきましては、平成22年5月14日付当社プレスリリース「当社が発行者である株式等の大量買付けに関する規則（買収防衛策）」の継続に関するお知らせ（当社ウェブサイト（アドレス：<http://www.riskmonster.co.jp/>）に掲載しております。）をご覧ください。

（本規則の概要）

本規則の概要は以下のとおりです。特段の記載がない限り、用語法は本規則に定めるものに従うものとします。

大量買付けに関する手続き

大量買付け者及びそのグループ等が、当社との合意がないままに、大量買付けを行う場合には、当該大量買付けの実施に先立って、本規則に定める大量買付け提案書等を当社取締役会宛に提出していただきます。

大量買付け者及びそのグループ等から提出された大量買付け提案書等については、（イ）形式的に不備がなく、不正確なものではないこと、（ロ）かかる大量買付けの方法の適法性について日本国内の弁護士による意見書が提出されていること、（ハ）「附則1.情報開示を求める事項」として十分であること、の各要件が充足されている（上記（イ）～（ハ）の全ての要件を充足するものを、以下「適正開示情報」という。）か否かについて、確認を行います。その上で、当社取締役会は、これを受けて、当該大量買付け提案書等の内容が本規則に照らし、不十分であると判断した場合には、大量買付け者及びそのグループ等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報及び資料を提供または提出するよう求めることがあります。この場合、大量買付け者及びそのグループ等においては、当該期限までにかかる情報及び資料を当社取締役会に追加的に提供しなければならないものとします。

取締役会が、当該大量買付け提案書等の内容が適正開示情報であると判断した場合、当社取締役会は、その旨を公表し、下記に定める検討期間において、当該大量買付けが、下記に定める適正買付け提案に該当するか否かについて検討するものとします。かかる検討にあたっては、当社取締役会が取締役としての責務である善管注意義務及び忠実義務に従って、当社とは独立した専門家（弁護士、公認会計士、フィナンシャルアドバイザー、コンサルタント、投資銀行、証券会社等を含み、以下「外部専門家」という。）との協議またはその助言に基づいて誠実かつ慎重に行うものとします。

検討の結果、当社取締役会が、大量買付けが適正買付け提案の要件を満たしていないと判断した場合には、本規則附則2.にその概要を規定する新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の無償割当てを行うものとします。当社取締役会が、大量買付けが本規則に定める適正買付け提案としての要件を満たしていると判断した場合には、当該大量買付けが当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に資すると認められる場合を除き、本規則に定める手続きに従って本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて、下記に定める株主意識確認決議の手続きを行います。

また、大量買付け者及びそのグループ等が、本規則に従わずに大量買付けを行う場合には、当該大量買付けについて、当社取締役会が外部専門家との協議またはその助言に基づいて検討した結果、本規則に定める適正買付け提案の要件を満たさないと判断した場合には、当社取締役会は、大量買付け者が本規則に従わないことを確認した上で、本新株予約権の無償割当てを実施することがあります。

#### 適正買付け提案の要件

大量買付けが、本規則に定める適正買付け提案とされるためには、次の（イ）～（ホ）のすべての要件を満たしている必要があります。（イ）当社経営権の取得または会社支配権の変動を目的とする大量買付けであること、（ロ）公開買付けまたは当社の株主が平等に当社の株券等を売却する機会が与えられているその他の方法による大量買付けであること、（ハ）大量買付けに先立って大量買付け者が当社取締役会に提出する大量買付け提案書等が適正開示情報の要件を充足していること、（ニ）下記 の株主意思確認決議の手続きがなされるまで、公開買付けの開始またはその他の方法による大量買付けに着手しないこと、（ホ）本規則で明示的に定めた当社の企業価値または株主共同の利益を毀損するような濫用目的をもってなされる提案類型でないこと。ここで、濫用目的をもってなされる提案類型とは、いわゆるグリーンメイラーである場合、焦土化経営目的である場合、資産等流用目的である場合、配当・高値売り抜け目的である場合、二段階以上での強圧的な買付け提案である場合や、大量買付け者及びそのグループ等が真摯に合理的な経営を目指すものではなく、当社または当社株主に回復し難い損害をもたらすものである場合の各類型に該当すると信じるに足る合理的な根拠が認められる場合及び法令または定款に違反しもしくは本規則を遵守しないことが客観的かつ合理的に認められる場合の其々をいいます。これらについては、当社取締役会が、外部専門家との協議またはその助言に基づいて、その該当性の合理的根拠等の有無を誠実かつ慎重に検討し判断いたします。

#### 検討期間の定め

大量買付け者及びそのグループ等から提出された適正開示情報につきましては、当社株主が大量買付けに関し、適正かつ十分な情報に基づいて、適切かつ合理的な判断が行えるように、当社取締役会が外部専門家との協議またはその助言を得て、誠実かつ慎重な調査検討を行います。このための検討期間として、当社取締役会は適正開示情報を受領した日から3日以内に適正開示情報受領日を公表し、当該日を起算日として、適正買付け提案が全株式を対象とする全額現金（円貨）対価の公開買付けによる場合は60日以内、それ以外の場合は90日以内と明確に定めております。

なお、当社取締役会が受領した適正開示情報につきましては、当該大量買付けに関連し、当社の企業価値または株主共同の利益を維持し向上させる目的で使用いたします。

#### 株主意思確認決議の手続き

大量買付けが本規則に定める適正買付け提案の要件を満たしていると当社取締役会が判断した場合には、かかる大量買付けに関して本新株予約権の無償割当てを実施すべきか否かについて、当社株主の皆様 の意思を確認する決議（以下「株主意思確認決議」という。）を実施いたします。

当社は、株主意思確認決議において本新株予約権の無償割当てを実施することについて賛同が得られた場合には、本規則に従い本新株予約権の無償割当てを行います。他方、株主意思確認決議において本新株予約権の無償割当ての実施が否決された場合には、当該株主意思確認決議の手続きを実施する前提となった条件に従って大量買付けが行われる限り、当該大量買付けに関し本新株予約権の無償割当てを行いません。

#### 新株予約権の概要

株主意思確認決議または当社取締役会の決議により本新株予約権の無償割当ての実施が決定された場合、本新株予約権が当社の全株主（ただし、当社は除く。）に対して無償で割当てられます。本新株予約権は、当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当基準日」という。）における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主の皆様に対し、保有する当社普通株式1株につき1個の割合で割当てられます。

新株予約権者は、権利行使期間内に行使価額相当の金銭（発行される当社普通株式1株につき1円を下 限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権の無償割当てに 関する決議において別途定める価額）を払込むことにより権利行使ができますが、大量買付け者及びその グループ等はこの権利を行使することはできません。

本新株予約権には、譲渡制限が付されており、当社株主の皆様（大量買付け者及びそのグループ等を含 む。）が譲渡をご希望する場合には、当社取締役会の承諾が必要となります。

また、本新株予約権には取得条項が付されており、当社は取得条項に基づいて、（イ）新株予約権無償割 当て決議後に大量買付けが撤回された場合等に無償で本新株予約権を取得する場合や（ロ）大量買付け 者及びそのグループ等以外の新株予約権者に対し、対価として当社普通株式を交付することによって、本 新株予約権を取得する場合があります。

なお、新株予約権証券は発行されません。

#### （株主・機関投資家の皆様への影響）

株主の皆様にご与える影響

本規則が改正されても、本新株予約権の無償割当てが行われない限り、当社の株主の皆様へに直接具体的な影響が生じることはありません。

株主意思確認決議または当社取締役会の決議により本新株予約権の無償割当ての実施が決定された場合、割当基準日における株主の皆様へに、その保有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償で割り当てられます。その場合、権利行使期間内に本新株予約権の行使のための手続を行わない株主が保有する株式は、他の株主の本新株予約権の行使により、希釈化等の影響を受けることとなります。他方、当社は、大量買付け者及びそのグループ等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続をとった場合、大量買付け者及びそのグループ等以外の株主の皆様へは、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなります。その場合、当社株式を受領した株主の皆様へは保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値に希釈化は生じません。

#### 投資家の皆様へに与える影響

当社の経営権取得や支配権の変動あるいは当社の財務及び事業活動の支配または影響力の行使を目的とした当社の株券等の大量買付け者が現れた場合には、当社株価の変動が予想されると共に、対抗措置として本新株予約権の無償割当てが決議された場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化が想定されたり、あるいは本新株予約権の無償割当てに係る決議後に取得条項により当該本新株予約権の無償取得が行われ新株の交付が行われない場合には、想定された当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じない事態なども想定される等、その時々状況により当社株価及び株式1株当たりの価値が変動する可能性があります。なお、割当基準日以降（権利落ち日以降）に当社の株主となった場合には、新株予約権の無償割当ては受けられず、新たに取得した当社株式1株当たりの価値が希釈化される場合も想定されます。

なお、大量買付けに関する検討結果その他投資判断に著しい影響を与えると想定される重要な事項に関して当社が何らかの決定をした場合には、広く投資家の皆様へに遅滞なく適正かつ公平な情報が浸透する様に適時開示情報閲覧サービス（T D n e t）や当社ホームページ上での情報開示を行います。

### 3. 以上の取り組みに関する取締役会の判断及び判断理由

#### (1) 企業価値向上等のための施策について

当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のためには、会員企業を増加させていくことによる持続的成長の実現が必要不可欠であり、それを実現させるためにはインフラ整備等のための健全で強固な財務体質の継続的維持も重要と考えられることから、前述の中期経営計画を策定し遂行に努めております。また、コーポレート・ガバナンスは、経営の効率性・社会性の両面を総合的に判断し、迅速に対応するために重要であり、その強化に努めております。

これらの取り組みは、当社企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるものと考えております。

#### (2) 不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みが基本方針に沿うものであることについて

本規則は、大量買付けが行われる場合に、当社株主の皆様へに意思を適正に反映させるために、当社株主の皆様へに適切な判断を行うことができる状況を確保するためのものです。その内容は、当社取締役会が当該大量買付けについて迅速かつ誠実な調査を行った上で、当社株主の皆様へに必要かつ十分な判断材料を提供すること、その時点における取締役の自己保身等の恣意的判断が入らないよう、当社とは独立した第三者である外部専門家との協議や助言に基づいて迅速かつ誠実に検討することなどの手続を予め明確に定めるものです。

また本規則は、(i) 当社の株主総会において、株主に対する本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた時点、( ) 当社取締役会の決定により廃止が決定された時点、( ) 平成22年6月24日開催の第10回定時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に廃止されます。

以上により、この取り組みは上記1. 基本方針に沿うものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に合致するものであって、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないものと考えております。

#### (5) 研究開発活動

該当事項はありません。

#### (6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社グループは、設立10周年を迎えるこの節目を契機として、規模拡大を維持しつつも利益重視の徹底を行い、さらに強固な経営基盤を確立すべく、平成20年度を初年度とする3ヵ年中期経営計画「To the next 10」を策定しました。

当社グループは、「顧客を大切に共に繁栄しよう」並びに「プロフェッショナリズムを繁栄の源泉にしよう」を企業理念に置き、次の10年へ向かって、社会的貢献及び企業価値の源泉を十分に理解し、短期的な収益の確保のみならず、中長期的な視野に立って、当社を支える様々な関係者を含んだ当社の本源的な企業価値及び株主共同の利益を継続的に維持・向上させていきます。

基本戦略は以下のとおりです。

実効性ある内部統制システムの構築と運用

経営力の強化を行い、経営環境、市場環境の変化に適応し、株式市場からの信頼を回復してまいります。

事業分野別の戦略的取り組み

当社グループの事業を3つの事業（与信管理サービス事業、ビジネスポータル事業、BPO事業）に分類し、それぞれの事業分野別に戦略的取り組みを行い、安定的な売上高の成長と収益の獲得を実現いたします。

生産管理と原価管理の強化

グループの生産管理と原価管理の強化を行い、採算性を向上させます。

システム等のインフラの強化

既存のASP共通基盤システムを3つの事業が効率的に運営できるシステムインフラとなるよう増強、拡張し、採算性の向上と安定・安全性を確保いたします。

業務フローの共通化

3つの事業の業務フローの共通化により、低コストオペレーションを実現いたします。

当中期経営計画の初年度である平成20年度は、地固めの年として、確実な成長のための基盤づくりに努めました。その結果、平成20年度の業績は、営業利益率において14.4%となり、目標達成の実現化に向けて順調な滑り出しとなりました。

前連結会計年度につきましては、長引く不況の影響を受け売上高が伸び悩んだため、本社移転に伴う固定費の増加を吸収できなかったことや一時的な移転費用を計上したこと等により、大変厳しい結果となりました。その結果を受け、中期経営計画の目標達成に向けた組織変更と各部隊の活動の進捗管理を更に強化するための体制構築に取り掛かりました。

景気の先行きは引き続き予断を許さない状況が続くことが予想されますが、これらの施策を着実に実行し、3ヵ年中期経営計画「To the next 10」の最終年度となる平成23年3月期において、配当の実現と主要連結数値目標の達成を目指し、企業価値の最大化を図ってまいります。

#### (7) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

資本の財源及び資金の流動性についての分析については、「(3) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	152,316
計	152,316

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	40,383	40,383	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	当社は、単元株制 度は採用してお りません。
計	40,383	40,383	-	-

(注)「提出日現在発行数」には、平成23年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	342	26
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,026 (注)1、3、8	78 (注)1、3、8
新株予約権の行使時の払込金額(円)	53,334 (注)4、8	53,334 (注)4、8
新株予約権の行使期間	自平成18年7月2日 至平成26年6月29日 (注)2	自平成18年7月2日 至平成26年6月29日 (注)2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 53,334 資本組入額 26,667 (注)8	発行価格 53,334 資本組入額 26,667 (注)8
新株予約権の行使の条件	(注)5、6	(注)5、6
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)7	(注)7
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 新株予約権の行使期間は、取締役会による新株予約権の発行決議において、平成16年6月29日定時株主総会で決議された権利行使期間の範囲内で定めております。

3. 当社が新株予約権発行後、株式の分割または併合を行う場合は、新株予約権の目的たる株式数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

4. 当社が新株予約権発行後、株式の分割または併合を行う場合、行使価額は分割または併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う時は、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \frac{\text{新規発行または処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}} \times \text{1株当たり払込金額または処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

5. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権行使期間内であっても、当社株式が証券取引所へ上場されていない、もしくは、店頭市場に公開されていない場合、新株予約権を行使できないものとする。

権利行使期間別の行使可能株数を以下のとおりとする。

新株予約権の割当てを受けた者は、割当てられた新株予約権を次の各号の期間の区分に従い、当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、権利を行使することができる本新株予約権に係る株式数が1株の整数倍でない時には、1株式の整数倍に切り上げた数とする。

- 1) 起算日から1年を経過した日までは、権利を割当てられた株式数の3分の1に達するまで権利行使をすることができる。
- 2) 起算日から2年を経過した日までは、権利を割当てられた株式数の3分の2に達するまで権利行使をすることができる。
- 3) 起算日から2年を経過した日の翌日から、平成26年6月29日までは権利を割当てられた株式数のすべてについて権利を行使することができる。

（注1）前項において「起算日」とは、平成18年7月2日もしくは、当社株式が証券取引所へ上場または店頭市場に公開した日の何れか遅い日とする。

（注2）権利付与日以降、未行使の新株予約権の目的たる株式の数の調整が行われた場合は、調整後の株式数により行使可能株式数の判定を行う。

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。

割当てを受けた者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は1名に限り権利を承継することができる。ただし、再承継はできない。

新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。

その他権利行使の条件については、定時株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

6. 新株予約権の消却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案、または、当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書、分割契約書承認の議案（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）並びに株式移転の議案が株主総会で承認された時は、新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

7. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する時は、取締役会の承認を要する。

8. 平成17年8月19日開催の取締役会決議により、平成17年11月18日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。



会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

	第 6 回新株予約権
	第 3 四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	134
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	134 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	51,219 (注) 3
新株予約権の行使期間	自 平成22年11月29日 至 平成27年11月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 77,783 資本組入額 38,892 (注) 4、5
新株予約権の行使の条件	(注) 6、7
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 8
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 9

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式 1 株とする。ただし、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果により生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

また、当社が新株予約権の割当日後、合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他付与株式数について調整を必要と認める場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

3. 行使価額の調整は以下のとおりとする。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「払込金額」を「処分価額」と読み替えるものとする。

新株予約権の割当日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、当社が株式交換もしくは株式移転を行う場合、または当社が吸収分割もしくは新設分割を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

4. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しております。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときはこれを切り上げる。

増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から、上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 新株予約権の行使条件

新株予約権の割当を受けた者が当社の使用人である場合は、新株予約権行使時においても、当社の使用人であることを要する。ただし、定年による退職その他当社の取締役会で正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、新株予約権の割当を受けた者の相続人は、新株予約権を行使

することはできない。

#### 7. 新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権の割当を受けた者が前記「新株予約権の行使条件」の規定により新株予約権を行使できなくなった場合は、当社の取締役会が別途定める日に、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、完全子会社となる株式交換契約承認の議案または株式移転計画承認の議案につき、当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社の取締役会が別途定める日に、当社は行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

#### 8. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

#### 9. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権の割当を受けた者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる額とする。

新株予約権の権利行使期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の権利行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の過半数による決定」とする。）による承認を要する。

新株予約権の行使条件

前記「新株予約権の行使条件」に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

前記「新株予約権の取得事由及び条件」に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成22年10月1日 ~ 平成22年12月31日	-	40,383	-	1,107,428	-	670,279

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりませ  
 ん。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載  
 することができないことから、直前の基準日(平成22年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしておりま  
 す。

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,414	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 38,969	38,969	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	40,383	-	-
総株主の議決権	-	38,969	-

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名又 は名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数(株)	他人名義所有株 式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
リスクモンスター 株式会社	東京都千代田区 大手町2-2-1	1,414	-	1,414	3.50
計	-	1,414	-	1,414	3.50

## 2【株価の推移】

### 【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	65,000	58,200	48,500	44,200	41,700	40,800	35,800	40,500	47,900
最低(円)	48,600	40,000	40,500	40,000	38,700	34,750	32,450	32,900	37,400

(注) 最高・最低株価は、平成22年10月12日より大阪証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所ヘラクレスにおけるものであります。

## 3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表についてはあずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）による四半期レビューを受け、また、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表については新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,990,656	1,839,355
受取手形及び売掛金	305,618	287,872
有価証券	99,996	99,991
原材料及び貯蔵品	5,927	4,635
その他	53,721	65,427
貸倒引当金	4,218	3,989
流動資産合計	2,451,701	2,293,293
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	62,821	62,359
減価償却累計額	17,476	10,643
建物及び構築物(純額)	45,344	51,716
工具、器具及び備品	332,053	287,251
減価償却累計額	234,664	184,514
工具、器具及び備品(純額)	97,389	102,737
リース資産	2,793	-
減価償却累計額	139	-
リース資産(純額)	2,653	-
建設仮勘定	1,076	348
有形固定資産合計	146,464	154,801
無形固定資産		
のれん	29,386	36,774
ソフトウェア	525,326	458,208
その他	45,912	22,544
無形固定資産合計	600,624	517,527
投資その他の資産		
投資有価証券	307,858	227,695
その他	129,413	120,155
貸倒引当金	1,382	253
投資その他の資産合計	435,890	347,598
固定資産合計	1,182,979	1,019,927
資産合計	3,634,680	3,313,220

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	171,696	147,470
未払法人税等	63,727	15,590
その他	98,375	84,383
流動負債合計	333,798	247,445
固定負債		
長期借入金	66,336	-
その他	12,263	-
固定負債合計	78,599	-
負債合計	412,398	247,445
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,107,428	1,107,428
資本剰余金	1,308,089	1,308,089
利益剰余金	781,601	682,381
自己株式	68,700	68,700
株主資本合計	3,128,418	3,029,198
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	39,667	14,519
評価・換算差額等合計	39,667	14,519
新株予約権	3,509	2,318
少数株主持分	50,686	19,739
純資産合計	3,222,281	3,065,775
負債純資産合計	3,634,680	3,313,220

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	1,647,438	1,804,478
売上原価	676,900	765,353
売上総利益	970,537	1,039,125
販売費及び一般管理費	800,110	845,994
営業利益	170,427	193,130
営業外収益		
受取利息	1,012	817
受取配当金	1,260	1,754
その他	463	848
営業外収益合計	2,735	3,420
営業外費用		
支払利息	-	1,820
投資事業組合運用損	1,719	2,285
その他	-	919
営業外費用合計	1,719	5,025
経常利益	171,443	191,526
特別利益		
段階取得に係る差益	-	1,298
新株予約権戻入益	42	64
貸倒引当金戻入額	92	-
その他	-	22
特別利益合計	134	1,386
特別損失		
固定資産除却損	1,240	-
投資有価証券評価損	5,448	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	2,371
減損損失	3,094	-
リース解約損	2,960	-
特別損失合計	12,744	2,371
税金等調整前四半期純利益	158,834	190,540
法人税、住民税及び事業税	56,114	71,758
法人税等調整額	20,731	10,120
法人税等合計	76,845	81,878
少数株主損益調整前四半期純利益	81,988	108,662
少数株主利益又は少数株主損失( )	1,015	9,442
四半期純利益	83,003	99,219



## 【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	540,675	596,053
売上原価	236,175	270,023
売上総利益	304,500	326,030
販売費及び一般管理費	266,706	276,632
営業利益	37,793	49,397
営業外収益		
受取利息	187	106
その他	8	47
営業外収益合計	196	154
営業外費用		
支払利息	-	638
投資事業組合運用損	29	718
株式交付費	-	651
営業外費用合計	29	2,008
経常利益	37,960	47,543
特別利益		
新株予約権戻入益	17	7
貸倒引当金戻入額	92	-
その他	-	22
特別利益合計	109	30
特別損失		
固定資産除却損	4	-
投資有価証券評価損	3,268	-
減損損失	3,094	-
リース解約損	2,960	-
特別損失合計	9,328	-
税金等調整前四半期純利益	28,741	47,574
法人税、住民税及び事業税	10,500	24,551
法人税等調整額	1,423	2
法人税等合計	11,924	24,549
少数株主損益調整前四半期純利益	16,816	23,025
少数株主利益	202	342
四半期純利益	16,614	22,682

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	158,834	190,540
減価償却費	192,925	213,861
減損損失	3,094	-
のれん償却額	11,032	12,250
差入保証金償却額	-	1,928
貸倒引当金の増減額(は減少)	577	230
受取利息及び受取配当金	2,272	2,571
支払利息	-	1,820
投資事業組合運用損益(は益)	1,719	2,285
株式交付費	-	651
段階取得に係る差損益(は益)	-	1,298
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	2,371
固定資産除却損	1,240	-
投資有価証券評価損益(は益)	5,448	-
リース解約損	2,960	-
売上債権の増減額(は増加)	10,898	3,946
たな卸資産の増減額(は増加)	1,777	544
未払金の増減額(は減少)	19,145	2,950
その他	50,195	2,960
小計	356,031	418,657
利息及び配当金の受取額	2,103	2,524
利息の支払額	-	1,820
法人税等の支払額	2,410	20,321
営業活動によるキャッシュ・フロー	355,724	399,039
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	144,039	35,056
無形固定資産の取得による支出	108,310	153,425
投資有価証券の取得による支出	-	46,421
敷金の差入による支出	86,288	2,937
敷金の回収による収入	30,238	-
定期預金の払戻による収入	-	300,219
定期預金の預入による支出	100,000	200,567
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	-	577
その他	180	7,420
投資活動によるキャッシュ・フロー	408,219	145,029
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入金の返済による支出	-	2,325
株式交付費による支出	-	651
その他	-	76
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	3,052
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	52,495	250,956
現金及び現金同等物の期首残高	1,730,447	1,739,347
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,677,952	1,990,304

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更            サイバックス株式会社につきましては、第1四半期連結会計期間に株式を追加取得し子会社化したため、連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数            3社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用            第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。            これにより、営業利益及び経常利益は1,928千円減少し、税金等調整前四半期純利益が4,300千円減少しております。</p> <p>(2) 企業結合に関する会計基準等の適用            第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。</p>

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	<p>当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。</p>
2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	<p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
主要な費目及び金額は次のとおりであります。 従業員給与 242,678千円	主要な費目及び金額は次のとおりであります。 従業員給与 253,058千円

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
主要な費目及び金額は次のとおりであります。 従業員給与 81,076千円	主要な費目及び金額は次のとおりであります。 従業員給与 84,340千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在)
現金及び預金勘定 1,777,961千円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 200,000千円 取得日から3ヶ月以内に償還期限の 到来する短期投資(有価証券) 99,991千円 現金及び現金同等物 <u>1,677,952千円</u>	現金及び預金勘定 1,990,656千円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 100,348千円 取得日から3ヶ月以内に償還期限の 到来する短期投資(有価証券) 99,996千円 現金及び現金同等物 <u>1,990,304千円</u>

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 40,383株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,414株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 3,509千円

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)

当社グループはインターネットを活用した与信管理ASPサービス及びコンサルティングサービスを提供することを主要事業としており、情報サービス事業単一セグメントのため、該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)及び当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、サービス別の事業部門(一部のサービスについては子会社)を置き、各事業部門及び子会社は、取り扱うサービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、事業部門及び子会社を基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、「与信管理サービス等」、「ビジネスポータルサイト(グループウェアサービス等)」及び「BPOサービス」の3つを報告セグメントとしております。

「与信管理サービス等」は、インターネットを活用した与信管理ASPサービス及びコンサルティングサービス、「ビジネスポータルサイト(グループウェアサービス等)」はインターネットを活用したグループウェアを中心として提供するビジネスポータルサイトサービス等、「BPOサービス」は、デジタルデータ化を中心としたビジネス・プロセス・アウトソーシング(BPO)サービスを提供しております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年12月31日) (単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	与信管理 サービス等	ビジネスポ ータルサイ ト(グル ープウ ェアサ ービス 等)	BPO サービス	計				
売上高								
外部顧客への売上高	1,133,000	378,052	111,735	1,622,788	181,690	1,804,478	-	1,804,478
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,274	1,069	26,106	28,450	1,712	30,162	30,162	-
計	1,134,274	379,122	137,842	1,651,238	183,403	1,834,641	30,162	1,804,478
セグメント利益又は 損失( )	121,996	74,547	19,310	177,234	15,891	193,125	5	193,130

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日） （単位：千円）

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	与信管理 サービス等	ビジネスポ ータルサイト (グループ ウェアサー ビス等)	BPO サービス	計				
売上高								
外部顧客への売上高	361,802	128,129	43,611	533,544	62,509	596,053	-	596,053
セグメント間の内部 売上高又は振替高	380	260	8,883	9,524	369	9,893	9,893	-
計	362,182	128,390	52,494	543,068	62,879	605,947	9,893	596,053
セグメント利益又は 損失( )	29,543	25,648	5,117	50,075	677	49,398	0	49,397

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、教育関連事業を含んでおりま  
す。

2. セグメント利益又は損失( )の調整額は、セグメント間取引消去であります。

3. セグメント利益又は損失( )は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報  
該当事項はありません。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号  
平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用  
指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社グループはデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	81,297.60円	1株当たり純資産額	78,106.14円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	2,129.99円	1株当たり四半期純利益金額	2,546.12円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	2,124.54円	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	83,003	99,219
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	83,003	99,219
期中平均株式数(株)	38,969	38,969
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	100	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	426.34円	1株当たり四半期純利益金額	582.08円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
四半期純利益(千円)	16,614	22,682
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	16,614	22,682
期中平均株式数(株)	38,969	38,969
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間  
(自平成22年10月1日  
至平成22年12月31日)

株式取得による会社の買収

当社は平成23年1月7日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるリスモン・マッスル・データ株式会社が、日本アウトソース株式会社の全株式を取得し子会社化(当社の孫会社化)することについて決議し、平成23年1月14日に株式を取得いたしました。

1. 株式取得の理由

当社の連結子会社であるリスモン・マッスル・データ株式会社は、日本アウトソース株式会社の全株式を取得することで、昨今の景気低迷の影響による業務改革アウトソーシングサービス事業の需要に対応し、同社の高い精度を誇るデータ入力ノウハウと、当社グループの国内外のデータエントリーセンターを活用した業務改革アウトソーシングサービス事業、さらにこれまで蓄積してきた約240万社の企業情報及び統計的解析手法を組み合わせた高品質で付加価値の高いサービスを提供し、当社グループの成長を一段と加速してまいります。

2. 株式取得の相手先の名称

蓮生重剛 など計5名

3. 買収する会社の名称、事業内容、規模

(1) 名称 日本アウトソース株式会社

(2) 事業内容 データエントリー、文書電子化サービス、システム開発

(3) 規模(平成22年3月期)

売上高 296百万円

営業利益 5百万円

経常利益 7百万円

当期純利益 5百万円

総資産 227百万円

4. 取得の時期

平成23年1月14日

5. 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

(1) 取得する株式の数 52,000株

(2) 取得価額 54百万円(付随費用を含む)

(3) 取得後の持分比率 100.0%

6. 支払資金の調達

自己資金

(リース取引関係)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。



## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月12日

リスクモンスター株式会社  
取締役会 御中

### あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 鳥居 明 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 櫻井 紀彰 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているリスクモンスター株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、リスクモンスター株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月10日

リスクモンスター株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山本 秀仁 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉田 英志 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているリスクモンスター株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、リスクモンスター株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。